

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

トルコでは2003年に外国投資法を改正し、会社設立手続きの簡素化、審査承認制から届出制への変更、手続き期間の短縮、紛争解決における国際調停機関の介在保障など、外資に対する投資環境の改善を進めてきた。

また、2006年には首相直轄機関としてトルコ投資促進機関（ISPAT）を設立し、外資誘致のための投資制度・国内事情などの情報提供や現地法人設立時の所要手続きなど支援を行っている。

さらに、2010年には地域開発機関設立法（2009）に基づき、トルコ各地に地域開発機関が設立され、地域産業の振興に加えて外国投資の呼び込みや投資サポートを行っている。

2. 外資誘致体制

(1) トルコ投資促進機関（ISPAT）

トルコ投資促進機関（ISPAT）はISPAT法（2006）に基づき首相直轄機関として設立された外国投資促進機関であり、全国、地域及び地方レベルで投資の推進や誘致に従事している機関全体の連絡拠点としての役割も果たしている。本部をアンカラに設置し、イスタンブールにも事務所がある。また、日本を含む海外諸国にも事務所を設置している。

2014年5月時点で、トルコ投資促進機関（ISPAT）の組織は、産業別投資誘致部門（自動車、エネルギー及び関連設備、鉱山、機械、石油化学）別に分かれている。トルコでは、石油・ガスなどのエネルギー需要の7割を輸入に頼っていることもあり、エネルギーに多くの人員が割かれている。また、産業横断的な調査部門も設置されている。

なお、トルコ投資促進機関（ISPAT）アンカラ本部には、投資誘致部門に加え、政府関係部門も設置されている。政府関係部門の業務内容は各種申請の支援やインパクトアセスメントの提供などである。より具体的には、環境アセスメントなどの支援、投資インセンティブ申請の支援、土地の探索・紹介、PPP案件の民間企業への情報提供などである。

トルコ投資促進機関（ISPAT）の基本的事業は、外国投資家との折衝が中心である。どの国や産業分野についても広く投資誘致を行っており、ウェブサイトは12カ国語に翻訳されている。昨今の傾向としては、ドイツや中国、英国、スペイン、フランスからの進出希望が増えてきている。我が国との関係については、JETROとの綿密な連携の下、日本企業の誘致を行っている。2014年4月のトルコ投資促進機関（ISPAT）訪問時の説明によると、味の素、住友ゴム、三菱東京UFJ銀行、石川島播磨工業、三菱重工業なども良好な関係を築いてきている⁹。

⁹ トルコ投資促進機関（ISPAT）へのヒアリング

トルコ投資促進機関 (ISPAT) は東京にも事務所を開設しており、トルコ進出を検討する日本企業は東京事務所の支援を無償で受けることができる。日本企業に対しても、投資の収益性を判断するための情報の調査・提供、提携先候補となる現地企業の紹介、工場立地の候補用地の調査、各種優遇制度の照会などを行っている。さらに、一定要件を満たす投資案件（日本円 25 億円以上の生産事業への投資）については日本企業の担当者がトルコを訪問した際の同行、訪問先手配なども無償で行っている。ただし、当機関のサポート対象は①工場建設などの新規・追加直接投資、②現地企業などとの合併事業、③現地企業の M&A、の優先順位となっている点には留意を要する。なお、貿易事業はサポートの対象にならない。

図表 29 トルコ投資促進機関 (ISPAT) 事業概要



ISPAT について

トルコ共和国首相府企業誘致促進エージェンシー (ISPAT) は、トルコの投資機会を世界の実業界に宣伝し、トルコへの参入前から参入後にわたり投資家を支援するため設立された公的機関です。

ISPAT は、外国人投資家の照会先であり、また全国、地域および地方レベルで投資の推進や誘致に従事している機関全体の連絡拠点としての役割を果たしています。

ISPAT は、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、日本、サウジアラビア、スペイン、ロシア連邦、英国、米国、および韓国に及ぶローカルコンサルタントとしてのネットワークを通じ、世界規模で活動を行い、窓口を一本化して投資家の皆様にさまざまなサービスを提供し、トルコから最高の成果を引き出すための支援にあたっています。ISPAT の専門家チームは、トルコ語だけでなく、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語で投資家の皆様にサポートすることが可能であり、投資家の皆様がトルコでの事業発展に成功するための支援に力を注いでいます。

ISPAT はさまざまなサービスを無料で提供しています。以下にその一部を紹介します。サービス提供にあたっては秘密保持が厳守されています。民間部門の取り組みに対し、政府機関の支援を一体化した内容となっています。

- ▷ 市場情報および分析
- ▷ 業界の概況および包括的な部門レポート
- ▷ 投資条件の評価
- ▷ 用地の選択
- ▷ 提携および合併事業の相手先となりうる企業の検索
- ▷ 関連政府機関との交渉
- ▷ 以下のような法定手続きおよび法的問題に関する支援

- 起業
- 奨励申請
- 認可取得
- 労働許可、在留許可

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

(2) 地域開発機関

地域開発機関はトルコの各地域における産業発展や企業誘致、インセンティブ認定を担う公的組織である。地域開発機関設立法（2009年法律5449号）に基づき、地域開発機関の設立が閣議決定され、2010年に地域開発機関が事業を開始した。2014年4月時点で、トルコ全土で26の地域開発機関が設立されており、イスタンブール、アンカラ、イズミールの大都市はそれぞれ市の単位で地域開発機関が設立され、それ以外の地域は1つの地域開発機関が複数の都市を管轄している。

本機関の運営体制として、理事会（Board of Directors）に、知事、市長、商工会議所会頭、地方議会議員等が名を連ねている。またアドバイザーボードには、100名を超える評議員（大学、政府機関、NGO等）が指定されている。理事会はアドバイザーボードの監督を受ける関係にある。理事会の下、アンカラ開発機関内の組織としては、事業組成及び戦略担当、プログラムマネジメント、監理（モニタリング）・評価、広報、総務の組織構成となっている。

本機関の予算は、法律5449号の規定により、国庫及び地方政府、アドバイザーボード構成評議員メンバーである商工会議所等から支払われる会費によって賄われている。予算の80%は事業費で、人件費等の運営費は20%である。

地域開発機関の業務内容は、地域開発計画の策定、調査、広報活動、投資サポート、インセンティブの認定に大別される。

地域開発計画策定については、例えばアンカラ開発機関では、独自の地域開発計画の下、重点を置く産業としてICT、防衛産業、医療関係、建設機械などの優先分野を設定している。ただし、これら以外の産業分野を差別するわけではない。しかし、インセンティブのゾーン制定上、アンカラはより付加価値の高い産業の集積を図っており、繊維産業などはトルコ東部の低開発地域のターゲット産業になっている。

調査としては、各種インパクト調査に加え、アンカラ開発機関では『アンカラ貿易調査』、『建機市場調査』等を実施し刊行している。

広報活動としては、“Innovative Ankara project market”（アンカラにおけるエコシステム強化を目的とした企業を促進するため、アイデア等発表の場を提供）や“Global Entrepreneurship Summit”（マレーシア投資促進機関との協調による起業促進）等を実施した。また、外国大使館、経済関係機関、ドナー等と共同で企業誘致等を目的とした活動を行っている。

投資サポートとしては、テクニカルサポート（非営利組織向けの経営支援）、金融サポート（非営利組織向け：短期資金提供）、金融サポート（全ての組織向け：10～50百万ドル程度）があげられる。全て本機関の予算を用いた無償提供であるが、事業者は他の資金調達手段と併用することが義務付けられている。

投資インセンティブの認定については、法律5449号の規定により経済省から管轄地域への進出企業に対する付与インセンティブの認定権限を委譲されている。

こうした地域開発機関のサービスは、日本企業も享受可能である。2014年4月にアンカラ開発機関を訪問した際の話では、日本企業はトルコ投資促進機関（ISPAT）東京事務所に相談をすればよいとのことであった。その後、トルコ投資促進機関（ISPAT）東京事務所からトルコ投資促進機関（ISPAT）本部に連携され、トルコ投資促進機関（ISPAT）本部でトルコ投資促進機関（ISPAT）が担当すべき案件か、アンカラ開発機関が担当すべき案件か判断するとのことである。

図表 30 地域開発機関の例（アンカラ開発機関ウェブサイト）



(出所) アンカラ開発機関ウェブサイトより作成

写真 3 アンカラ開発機関



ひとくちメモ 6 トルコ投資促進機関と地域開発機関による充実した支援

日本からトルコへの投資にあたっては、トルコ投資促進機関（Investment Support and Promotion Agency of Turkey, ISPAT）が窓口となり、投資を検討する企業に対して手厚い支援を行っている。

トルコ投資促進機関（ISPAT）は、2006年、首相府におかれた首相直轄の機関である。本部はアンカラにあるが、イスタンブールにもオフィスがある。日本は重要対象国として位置付けられ、イスタンブール・オフィスに日本担当者がおかれているのみならず、東京にもオフィスが設置され、日本人スタッフが日本の投資家に対して情報の提供や本国との連絡、各種のアレンジメントなどを支援している。

トルコ投資促進機関（ISPAT）は投資誘致のためのプロモーションを行う一方で、進出にあたって必要な各種政府機関との調整、申請手続きのワンストップ対応を行っている。進出時には各種の申請などが必要になるが、トルコ投資促進機関（ISPAT）は首相の直轄機関として、省庁の壁を越えて調整を行う。このため、投資家はトルコ投資促進機関（ISPAT）を窓口として進出の手続きを進めることができる。具体的な支援内容は以下の通りである。

- － 市場情報及び分析
- － 業界の概況及び包括的な部門レポート
- － 投資条件の評価
- － 用地の選択
- － 提携及び合弁事業の相手先となりうる企業の検索
- － 関連政府機関との交渉
- － 以下のような法定手続き及び法的問題に関する支援
 - ・ 起業、インセンティブの申請、許可取得、労働許可、在留許可

なお、トルコ投資促進機関（ISPAT）の支援対象は基本的に投資であり、貿易事業は対象外である。

国全体の窓口はトルコ投資促進機関（ISPAT）であるが、ある程度、投資先の地域が絞れてくると、地域開発機関がより現場に密着した支援を提供することも可能である。例えば首都アンカラにはアンカラ地域開発機関（Ankara Development Agency）がある。これはトルコ開発省管轄の地域開発機関であり、アンカラの産業発展及び企業誘致促進を担っている。

アンカラの場合、投資誘致の重点産業は情報通信、防衛産業、医療関係、建設機械などの高付加価値産業を優先セクターとして設定している。より具体的な立地場所の選定などは、地域開発機関と相談して進めていくことも可能である。